



年 発 1 1 2 2 第 7 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）が平成 28 年 6 月 3 日に公布され、これに伴い、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 310 号）及び確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 159 号）が、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日から施行され、個人型確定拠出年金の加入可能範囲が拡大される措置等が講ぜられる。

これに伴い、「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）の別紙について、別添のとおり一部改正することとしたため、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項</p> <p>企業型年金規約の承認基準については、確定拠出年金法（以下「法」という。）第3条第3項及び確定拠出年金法施行令（以下「令」という。）第6条に規定しているところであるが、企業型年金加入者の範囲（「一定の資格」の内容）、事業主掛金の算定方法、企業型年金加入者掛金に関する事項、運用の指図、事務費の負担、<u>厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換並びに厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換</u>に関する事項については、それぞれ次の1～7の取扱いとすること。</p> <p><u>なお、企業型年金規約の備置き及び閲覧については、法第4条第4項に規定しているところであるが、その具体的な取扱いについては、8の取扱いとすること。</u></p> <p>また、企業型年金規約の変更のうち、実施事業所が二以上の場合については、法第5条第3項に規定しているところであるが、当該規約の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合の当該変更に係る事項については、<u>9</u>の取扱いとすること。</p> <p>1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容</p> <p>(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。</p> <p>① 「一定の職種」</p> <p>「一定の職種」に属する従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用</p> | <p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項</p> <p>企業型年金規約の承認基準については、確定拠出年金法（以下「法」という。）第3条第3項及び確定拠出年金法施行令（以下「令」という。）第6条に規定しているところであるが、企業型年金加入者の範囲（「一定の資格」の内容）、事業主掛金の算定方法、企業型年金加入者掛金に関する事項、運用の指図、事務費の負担<u>及び企業年金制度等からの資産の移換</u>に関する事項については、それぞれ次の1～7の取扱いとすること。</p> <p>また、企業型年金規約の変更のうち、実施事業所が二以上の場合については、法第5条第3項に規定しているところであるが、当該規約の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合の当該変更に係る事項については、<u>8</u>の取扱いとすること。</p> <p>1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容</p> <p>(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。</p> <p>① 「一定の職種」</p> <p>「一定の職種」に属する従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用</p> |

事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（法第3条第1項若しくは法第3条第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ）をいう。以下同じ。）のみ企業型年金加入者とする事

（注）「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約若しくは就業規則又はこれらに準ずるものにおいて、これらの職に属する従業員に係る給与や退職金等の労働条件が他の職に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

②～④（略）

（2）企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア 上記（1）の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金又は退職手当制度（退職金前払い制度を含む。）が適用されていること。

イ（略）

とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

2.（略）

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

（1）（略）

事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のみ企業型年金加入者とする事

（注）「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約若しくは就業規則又はこれらに準ずるものにおいて、これらの職に属する従業員に係る給与や退職金等の労働条件が他の職に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

②～④（略）

（2）企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア 上記（1）の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金又は退職手当制度（退職手当前払い制度を含む。）が適用されていること。

イ（略）

とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

2.（略）

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

（1）（略）

(2) 企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることを企業型年金規約に定める場合は、企業型年金加入者は、個人型年金に同時加入できないこと。

(3)、(4) (略)

(5) 企業型年金加入者掛金の額の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

①～④ (略)

⑤ 令第6条第4号又は確定拠出年金法施行規則(以下「施行規則」という。)第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

(6)、(7) (略)

4. ～7. (略)

8. 企業型年金規約の備置き及び閲覧に関する事項

法第4条第4項の規定に基づき、事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させていること。

なお、

- ・ 施行規則第4条の3に規定する電磁的方法による規約の備置きとは、社内イントラネット等において規約を掲示するような方法をいうこと。
- ・ 同一の規約で複数事業主が加入する企業型年金の場合は、他の事業主

(2)、(3) (略)

(4) 企業型年金加入者掛金の額の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

①～④ (略)

⑤ 令第6条第4号又は規則第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

(5)、(6) (略)

4. ～7. (略)

に関する内容を開示すると、加入者が混乱することも考えられることから、事業主が企業型年金規約を開示する際には当該事業主の事業所に関わる部分のみ開示して差し支えないこと。

9. (略)

第2 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項

1. 基本的な考え方

(1) 確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第22条の規定等に基づき、投資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会、それらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関及び企業年金連合会等（この第2の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っており、制度への加入時はもちろん、加入後においても、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならないものであること。

(2) (略)

2. (略)

3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

8. (略)

第2 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項1.

1. 基本的な考え方

(1) 確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第22条の規定等に基づき、投資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会及びそれらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関等（この第2の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っており、制度への加入時はもちろん、加入後においても、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならないものであること。

(2) (略)

2. (略)

3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

| | |
|---|---|
| <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 具体的な内容</p> <p>① 確定拠出年金制度等の具体的な内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確定拠出年金制度の概要 (次の (ア) から (キ) までに掲げる事項) (ア) ~ (オ) (略)</p> <p>(カ) 事業主、国民年金基金連合会、<u>企業年金連合会</u>、運営管理機関及び資産管理機関の役割</p> <p>(キ) (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>ア~オ (略)</p> <p><u>カ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第 80 条から第 82 条までの規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4. 加入者等への具体的な提供方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関又は<u>企業年金連合会</u>に投資教育を委託する場合には、当該事業主は、投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。</p> | <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 具体的な内容</p> <p>① 確定拠出年金制度等の具体的な内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確定拠出年金制度の概要 (次の (ア) から (キ) までに掲げる事項) (ア) ~ (オ) (略)</p> <p>(カ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び<u>資産管理機関</u>の役割</p> <p>(キ) (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>ア~オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. 加入者等への具体的な提供方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に投資教育を委託する場合には、当該事業主は、投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。</p> |
|---|---|

また、加入者等への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましい。

加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。

5. (略)

第3 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1. 運用の方法に係る金融商品について情報提供すべき具体的な内容

確定拠出年金運営管理機関（運営管理業務を営む事業主を含む。この第3及び第4の事項において同じ。）が加入者等に対し運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容については、法第24条に基づく確定拠出年金法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条第1項に規定しているところであるが、同項第1号中「運用の方法の内容」に係る具体的な情報の内容及びその提供方法は、各運用の方法に係る金融商品ごとに、元本確保型の運用方法であるか否かを示した上で、次に掲げる内容及び方法とすること。

(1)～(4) (略)

2. (略)

第4～第5 (略)

第6 行為準則に関する事項

1. 事業主の行為準則

(1) 忠実義務（法第43条第1項）の内容

事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。

また、加入者等への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましい。

加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。

5. (略)

第3 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1. 運用の方法に係る金融商品について情報提供すべき具体的な内容

確定拠出年金運営管理機関（運営管理業務を営む事業主を含む。この第3及び第4の事項において同じ。）が加入者等に対し運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容については、同項第1号中「運用の方法の内容」に係る具体的な情報の内容及びその提供方法は、各運用の方法に係る金融商品ごとに、元本確保型の運用方法であるか否かを示した上で、次に掲げる内容及び方法とすること。

(1)～(4) (略)

2. (略)

第4～第5 (略)

第6 行為準則に関する事項

1. 事業主の行為準則

(1) 忠実義務（法第43条第1項）の内容

事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。

① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益の観点から、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容（加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。）、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関（確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該第一号等厚生年金被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

② 資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を企業年金連合会又は確定拠出年金運営管理機関等に委託する場合には、委託先の機関等が本通達第2の1から3まで規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。

③～⑥（略）

① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益の観点から、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容（加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。）、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関（確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該厚生年金保険の被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

② 資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を確定拠出年金運営管理機関等に委託する場合には、委託先の機関等が本通達第2の1から3まで規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。

③～⑥（略）

| | |
|--|---|
| <p>(2) 個人情報保護義務（法第 43 条第 2 項）の内容</p> <p>①（略）</p> <p>② 事業主が加入者等の個人情報を取り扱うに当たっては、①によるほか、「<u>私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>」（平成 28 年厚生労働省告示第 290 号）の規定によるものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個人情報保護義務（法第 99 条第 2 項）の内容</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 確定拠出年金運営管理機関が加入者等の個人情報を取り扱うに当たっては、①及び②によるほか、「<u>私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>」（平成 28 年厚生労働省告示第 290 号）の規定によるものとする。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第 7 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項</p> <p>1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該申出を行わない場合には、</p> <p>① <u>法第 83 条の規定により、個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、本人による移換の申出が行われるまでの期間中、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること</u></p> | <p>(2) 個人情報保護義務（法第 43 条第 2 項）の内容</p> <p>①（略）</p> <p>② 事業主が加入者等の個人情報を取り扱うに当たっては、①によるほか、「<u>企業年金等に関する個人情報の取扱いについて</u>」（平成 16 年 10 月 1 日年発第 1001002 号）の規定によるものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個人情報保護義務（法第 99 条第 2 項）の内容</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 確定拠出年金運営管理機関が加入者等の個人情報を取り扱うに当たっては、①及び②によるほか、「<u>企業年金等に関する個人情報の取扱いについて</u>」（平成 16 年 10 月 1 日年発第 1001002 号）の規定によるものとする。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第 7 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項</p> <p>1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該申出を行わない場合には、<u>法第 83 条の規定により、個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、本人による移換の申出が行われるまでの間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。</u></p> |
|--|---|

② 当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること

2. 事業主及び資格喪失者に係る記録関連業務を行う記録関連運営管理機関は、資格喪失後一定期間を経過した後においても移換の申出を行っていない資格喪失者に対し、資格喪失者の個人別管理資産が移換されるまでの間、当該申出を速やかに行うよう適時に促すべく努めること。

第8（略）

第9 平成29年1月1日から確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布日から起算して2年以内で政令に定める日までの間における個人別管理資産の移換に係る経過措置に関する事項

1. 企業型年金（企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることをその企業型年金規約に定めているものに限る。以下同じ。）を実施する事業主は、経過期間（確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第310号。以下「平成28年改正政令」という。）第7条に規定する経過期間をいう。以下同じ。）に当該企業型年金加入者の資格を取得した個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者に対して、個人型年金の個人別管理資産についての企業型年金の資産管理機関への移換の有無を選択できることを十分説明すること。

この場合においては、以下により行うことを併せて説明すること。

- ・ 移換する場合には、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号（以下、「規則」という。）第63条に規定する日に所定

2. 事業主は、資格喪失後一定期間を経過した後においても移換の申出を行っていない資格喪失者に対し、資格喪失者の個人別管理資産が移換されるまでの間、当該申出を速やかに行うよう適時に促すべく努めること。

第8（略）

の届出書を企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出することにより行うこと

- ・ 移換しない場合には、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 159 号。以下「平成 28 年改正省令」という。）第 6 条第 1 項に規定する日に所定の申出書を企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出すること

2. 企業型年金を実施する事業主は、経過期間に企業型年金加入者の資格を喪失し、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、引き続き個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者である者に対して、当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換することを申し出ることができることを十分説明すること。

当該申出は、平成 28 年改正省令第 7 条第 1 項に規定する日に所定の申出書を連合会に提出することにより行うことを併せて説明すること。